



平成30年度税制改正大綱(所得税)

平成30年2月2日、平成30年度税制改正大綱の関連法案が閣議決定されました。まだ国会可決はされておりませんが、所得税の主な変更点について、速報としてお知らせ致します。今回のお知らせは、平成32年分の所得税確定申告(平成33年3月15日申告期限分)から適用【※予定】となりますので、ご注意ください。

I. 変更の内容

①基礎控除の引き上げ

・改正前

一律38万円

・改正後

38→48万円へと引き上げ。ただし、所得金額により減少していきます。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0万円

②給与所得控除の引き下げ

・改正前

給与等の収入金額(源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40%(最低65万円)
180万円超360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超	220万円(上限)

・改正後

控除額が一律10万円引き下がっており、上限も下がっています。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円(上限)

③青色所得特別控除(事業所得者等の場合)の引き下げ

・改正前

65万円

(簡易帳簿の場合は10万円)

・改正後

55万円へと引き下げ。(※以下の条件1または2を満たせば65万円)

(簡易帳簿の場合は変わらず10万円)

条件1. 帳簿(仕訳帳及び総勘定元帳)について、電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。

条件2. 期限内に電子申告を行うこと。(確定申告書、貸借対照表、損益計算書について)

II. 注意点等

一般的なサラリーマンを例にすると、給与収入が一定額以下であれば、基礎控除の引き上げと給与所得控除の引き下げで相殺され、所得税の負担は変わりません。一定額を超えた方が所得税の増税対象となる点にご注意ください。

今回は割愛しますが、年金に係る雑所得についても、公的年金所得控除の引き下げが予定され、所得金額により控除額の上限設定も予定されております。また給与・年金収入それぞれある方は所得金額調整が行われ、所得控除額が変動する可能性がありますので、ご相談ください。

(文責 目黒)